

本部内各部課（所、隊）長  
警 察 学 校 長 殿  
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

#### 供述吟味官の設置及び運用について

足利事件については、「足利事件における警察捜査の問題点等について」（平成22年4月警察庁）により、事件概要、問題点、防止方策等が示されたところであるが、大きな問題点として、供述と鑑定結果等の客観的証拠が符合しなかったことや犯行の手段・方法等の重要な事項に関する供述の変遷について合理的な理由が十分に検討されなかったことなど、供述の吟味が不徹底であったことが挙げられている。

こうしたことから、「犯罪捜査規範の一部を改正する規則の施行について」（平成22年4月15日付け警察庁刑企発第53号。）により、その防止方策として「供述吟味官」の設置が示されているところであり、この度、本県における供述吟味官の設置及び運用について、下記のとおり定めたから、効果的運用に努められたい。

#### 記

##### 1 対象事件

供述吟味官を設置する事件は、事件の重大性、悪質性、社会的反響の大きさ等にかんがみ、捜査本部事件又はこれに準ずる事件において捜査指揮を強化する必要があると判断する場合であって、以下に掲げるものとする。

- (1) 迎合しやすい被疑者等であって、取調べに特に注意を要すると認められる事件
- (2) 物的証拠その他の客観的証拠が少なく、被疑者の供述が極めて重要な事件
- (3) その他、特に必要と認める事件

##### 2 供述吟味官の設置

供述吟味官は、上記1に該当する事件のうち、警察本部長が必要と判断するものについて設置する。

##### 3 供述吟味官の指定

警察本部の事件主管部長は、供述吟味官を設置する事件について、次により供述吟味官を指定するものとする。

(1) 供述吟味官の資格要件

警察本部の事件主管課に所属する管理官又は課長補佐であって、捜査班運営主任官（「茨城県警察重要事件等捜査本部運営に関する訓令」（平成5年10月27日付け茨城県警察本部訓令15号）第11条）以外の者とする。

(2) 供述吟味官の数

事件の規模、内容に応じて、1名から数名の者を指定すること。

(3) 設置の時期

被疑者の取調べを開始する時点で、指定すること。

なお、取調べを開始した後に供述吟味官の指定が必要と判断した場合には、その時点で指定すること。

(4) 指定の方法

事件指揮簿により、供述吟味官を指定の上、警察本部長の指揮を受けること。

4 供述吟味官の運用

(1) 供述吟味官の任務

ア 供述内容の把握

供述吟味官は、供述調書、捜査報告書等の閲読及び取調べ官からの聴取を行い、被疑者の供述内容を把握すること。

イ 客観的証拠に基づく供述内容の検討

現場採取資料、押収資料、実況見分調書その他捜査によって得られた客観的証拠と供述内容を対照し、供述の合理性、真実性について客観的な判断を行うとともに、それについて、逐次捜査主任官に具申すること。

ウ 「秘密の暴露」の有無の検討

供述内容について、被疑者しか知りえない「秘密の暴露」が含まれているかを検討し、その結果について、捜査主任官に具申すること。

エ 消極的供述内容に対する検討

否認事件のみならず、自白事件においても、被疑者の犯人性を否定又は弱める供述内容があれば十分に検討し、その結果については、当該供述に対する裏付け捜査の必要性を含めて、捜査主任官に具申すること。

(2) 供述吟味官と捜査主任官との関係等

供述吟味官は、捜査指揮から離れた位置において客観的に供述内容について吟味を行うものであることから、捜査班運営主任官や捜査主任官等（以下「捜査主任官等」という。）から供述の吟味に関して指揮を受けないこと。

また、供述吟味の結果、取調べや裏付け捜査等に関してなすべき事項があれば、供述吟味官は自ら指揮するのではなく、これを捜査主任官等に具申することで、捜査主任官等によって適切な捜査指揮が執られるようにすること。

## 5 運用上の留意事項

供述吟味官の運用は、捜査主任官等による捜査指揮の軽減を図るものではないこと。

即ち、供述吟味官による上記4(1)の任務が行われる場合であっても、捜査主任官等による取調べに対する指揮（取調べ官の指名、相手方の特性に配慮した取調べ方法等を含む。）及び裏付け捜査等に対する指揮は従来どおりであるので、捜査主任官等は、被疑者の供述状況及び供述内容を十分に把握した上で検討を行い、捜査指揮を徹底すること。